令和６年７月５日小矢部市農業委員会総会議事録

１　日　　時　令和６年７月５日（金）
　　13時57分　～　14時36分

２　場　　所　小矢部市役所　特別会議室（２階）

３　議　　事　議案第　13号　農地法第５条の規定による許可申請について　　２件
　　議案第　14号　農用地利用集積計画の制定について　　１件
　　議案第　15号　農用地利用集積等促進計画の制定について　　１件

４　協議事項　なし

５　報告事項　１）農地法第３条の３第１項の規定による届出
　　２）業務報告･予定
　　３）その他連絡事項

出席委員　19名

１番　田　悟　敏　子	12番　渋　谷　達　也
２番　三　輪　和　雄	13番　西　村　一　成
４番　石　丸　正　明	14番　中　田　栄　信
５番　宮　西　勝　昇	15番　髙　橋　賢　治
６番　加賀谷　良雄	16番　山　本　克　博
７番　木　村　鉄　雄	17番　大　浦　　正
８番　唐　島　隆　夫	18番　福　原　智　子
９番　加　藤　　裕	19番　水　上　龍　二
10番　山　﨑　外喜雄	20番　山　口　誠　一
11番　和　田　由美子	

欠席委員　３番　吉　江　秀　一

令和６年７月５日農業委員会総会議事録

発　言　者	発　言　事　項
会長	予定しておりました時間より少し早いですけれども、今日出席予定の皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。この総会の前に６月の議会で、承認され任命されました山口さんが、今回から農業委員会に出席されますので、ひと言、山口さんの方から自己紹介をお願いします。
山口委員	それでは私の方から一言申し上げます。 前任者の中川さんが残任期間を残されました。その後に、宮島の山口が務めることになりました。当委員会の目標の推進に尽力したいと思っておりますので、皆さんどうかよろしくお願いいたします。
会長	どうもありがとうございました。 それでは、ただいまから小矢部市農業委員会７月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名で、欠席委員は、吉江委員さんであります。定数、過半数、同時に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。７番の木村委員さんと９番の加藤委員さんにお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 〇議案第13号 「農地法第５条の規定による許可申請について」計２件 〇議案第14号 「農用地利用集積計画の制定について」 〇議案第15号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、３件の付議議案となっています。 それでは、議案第13号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書１ページをご覧下さい。 受付番号５番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さんで賃借人が〇〇さんです。対象の農地は３筆で合計面積が11,326㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置

	図については、１ページから４ページをご覧ください。 　この申請は、農地法の運用通知で規定されております、一時転用という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 　以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号５番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それではご報告いたします。 　今事務局の方からお話がありましたように、３筆の話です。譲渡人の〇〇さん、この３名の方の地面でございます。譲受人は〇〇さん。合計11,326㎡の場所でございまして、砂利採取を行うということでございます。 　以前から土壌改良を目的として希望されていまして、〇〇さんは材料の需要に応えるための申請地の砂利採取と一致したということでございます。期間は、令和８年７月31日まで、一時転用として、期間内に埋め戻し、現状復帰して当該農地を復元すると、農地の整地、作付けに支障が無いようにしたいということでございます。 　申請目的実現の確実性については、〇〇さんは過去からの実績があって、問題が無いんじゃないかなと思っております。用排水について井戸確認、生活排水のパイプ処理等もこれも行いますと。被害防御について、立て看板、防護柵、バリケード、土砂の水切りの徹底も行いますと。その他、隣接地の所有者、当該地区の営農組合、隣接地区の営農組合、区長、生産組合長、小矢部土地改良区の許可等も得ておりまして、問題無いんじゃないかなと思いますので、報告させていただきます。 　以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 　ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号５番について、質問が無いようですので、続きまして受付番号６番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをご覧ください。受付番号６番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さんで譲受人が〇〇さんです。対象の農地は１筆で面積が2,077㎡となっており、サービス付き共同住宅敷地の

	ため転用を行おうとするものです。位置図については、５ページから９ページをご覧ください。 　この申請は、農地法の運用通知で規定されております、集落接続という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号６番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは調査報告申し上げます。 　申請番号６番、譲渡人、〇〇氏、譲受人、〇〇氏ということで、こちらの方がですね、隣接地区、ちょっと地区が〇〇じゃないんですが、〇〇さんの周辺という形で、この地図を見ていただければ分かると思うんですが、〇〇を挟んで、〇〇さんの後々のケア、やはり核家族も進んでいる形の中で、そういう方の継続したサービスフォローということで、サービス施設を建築したいという計画の基に今回土地の方を購入されたということです。 　この購入につきましては、もう１月ぐらいから計画の段階で進んでいまして、隣接関係ですね、耕作も含めて、営農組合ですとか、そういう形の方には連絡がありまして、現在埋め立てできる状態の手前という形までの、田園の状態という形で、今回、当初27年までの計画だったんですが、計画を早めて進めるということで、折半、地元の方及び、各関係、土改委員及び生産組合、それと営農関係、隣接の住民の方ですね、そういう方たちに集まっていただいて、説明会も開催され、雨水に関しては、現在もそうなっているんですが、〇〇への放流と、あとは上水関係を設置し、用水関係からの水というものは、ほとんど使わない形の中で計画を進めるという具体的な説明もありまして、地区の同意も全て終わったという形で、そちらの方の形で、是非ご承認の程、よろしくお願いいたします。 　以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 　ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	この〇〇って、県営で改修しているけど、これ改修って終わっているのかね。
〇〇委員	終わっています。 　それで市の方の建設課に同意してもらってますね、放流に対して。

○○委員	そしたら最近、改修事業をやっているけど、この分は終わってしまっているということやね。
○○委員	そうです、終わっています。
○○委員	一つ聞いてもいいですか。今の対象地番の地形に、今のこの参考図で言う８ページかな、こういったような施設を一筆の中で作られるということですね。
○○委員	194番ですね、この番地のところに、添付図面のページ数で言ったら８ページ、これの施設とまあ敷地、庭を作るということで。外構の排水関係が全て雨水で、○○へ流れるという形のお話でした。
○○委員	ただちょっと７ページの公図を見ますと、隣の○○がもう既に○○さんの所有者になっていまして。
事務局	そうです、なっておられます。それでその右の○○、そちらの方も転用許可済みです。
○○委員	これも許可済みなんやね。
事務局	これも許可済みで、所有権はまだ動かしていませんけども、○○さんの所有地となります。
○○委員	これはいつの許可ですか。
事務局	昨年の７月か８月ぐらいかと。
○○委員	８月は僕担当しているものは無いです。
事務局	たぶん７月末です。
○○委員	ということは、場合によっては一帯の開発も可能だということや。
事務局	そこはそこでまた別でして、そこは駐車場ということで許可を受けております。
○○委員	よろしいですかね。説明会の時の話、○○さんの方の計画では、まだ将来の話なんですが、こちらの方は従業員、職員さん向けのシェアハウスという形で、今回の計画とは違う形で、計画を進めていこうということであります。
○○委員	分かりました。とにかくこれで一帯として開発されていくということですよね。

○○委員	そうですね、関連する形で、進めていきたいということをおっしゃっていました。
○○委員	ちなみにその下の造成中というのも何かあるのか。
事務局	それは、○○さんがお持ちのところです。
○○委員	そちらの方も計画の説明会では駐車場に予定しているということです。
会長	他にございますでしょうか。 無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。 続いて、議案第14号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第14号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。 ３ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、４ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が１件で、面積が12,386㎡であり、新規となっております。「６年以上10年未満」、「３年以上６年未満」、「１年以上３年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は５ページに記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えております。 以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	これは、４ページの12,386㎡と、５ページの12,876㎡と、ちょっと面積が違うのだけど、これでいいのか。
事務局	そうですね、この５ページの貸付の12,876というのは、促進計画の方で490㎡ありまして、ちょっと違うんですけど、促進計画の８ページを見ていただきますと、同じ方で○○さんという方、○○490㎡と、促

	進計画と集積計画が違うのですけど、足したら12,876㎡になります。
事務局	地域計画がどうとかいうところで分かれているので、２つの議案があり２か所に書いてあるということです。
○○委員	今の質問の答えじゃないんじゃないですか。
事務局	ちょっと詳しく言いますと、議案第14号につきましては、○○地区ということで、まだ地域計画を定めておられないところということで、その次の議案第15号につきましては、○○ということで地域計画のあるところになります。 あるところと無いところでそれぞれ議案が違ってきますので、全体的には、議案第14号の12,876㎡で貸付されるのですけども、それぞれの議案で12,386㎡と490㎡に分かれて出てきているということになります。混在している今年だけという現象であります。
会長	他にございますか。無いようですので、「異議なし」として議案第14号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。 続いて、議案第15号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第15号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 ６ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、７ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が１件で、面積が490㎡であり、新規となっております。「６年以上10年未満」の利用権設定は２件で、合計面積が5,561㎡であり、すべて新規となっております。「３年以上６年未満」、「１年以上３年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は８ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えております。 以上です。

会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
○○委員	確かこの○○と言ったら今の圃場整備の計画のところに入っていると思う。違ったか、勘違いだったか。
○○委員	○○の○○ですね。
○○委員	今、施工は○○から始まっているけども、○○の横の方にある、たぶんこの○○というところは。これ公社に仮に出すとしたら、公社への田んぼになっていく、もちろんこの後、換地は当然まだずっと後になるのだけど、どうかなと思ってちょっと聞いてみたが、関係ない話か。
事務局	おそらくは公社を通じてどこか作られると思うのですけども。
事務局	○○さんですけれども。
○○委員	隣りや。川渡って。小さいのと変形したのばっかりだ。
○○委員	隣りは隣だけど、あそこだけ飛んでいて、田んぼが小さくて、なかなか圃場も川との間で。で、作っておられる人があんまり多くない、あそこの耕作は。で、今回圃場整備でそこそこ大きな田んぼに変えていくものだから、その中に結局何人かの所有者になってくるのだけど。で、どうかなと思って。ただ公社に預けられて、まあ所有者は変わらないからいいのかもしれませんけど、集積計画になるのかならないのかも含めて、ちょっと何とも言えないところもあるもので。
○○委員	あそこはまだ２、３年後か。

○○委員	工事は上手く行けば今年の秋からの予定だとは聞いている。だけど予算の関係なり業者の関係から言うと、来年度に持ち込むかもしれないという言い方なもので何とも言えないのだけど、工事は真っ先にそこから始まる。 だから計画では今年の秋着工予定だというふうには聞いているのだけど、それに伴って○○なり何か入ればいいのだけど、そこにある農地の集積をどうしていくかまでは今後、我々地元にとっては課題になるものだから、それでちょっと気になって聞いてみたのです。
○○委員	あそこの辺はこの人だけでない、何人程か。
○○委員	関係者20人程おられる。○○の人も当然おられるから、○○の人とか、○○も。
○○委員	色んな地区の人がおるからね。
○○委員	全部関係しているもので。それが田んぼ１枚か２枚になる予定だからね。
○○委員	まあでも調査もしてなくてなんだけど、この人は足が都合悪くなって出来なくなったという頭を持っているので、それでたぶん、もう出したのだろうと思うので。
○○委員	いいのだけど。
事務局	今後誰が作られるか、今また今後の問題になるかと思います。
○○委員	それだけの面積をたぶん○○さんが作られるかどうかも含めて分からないから、かと言って権利者として出てくるのなら、当然その地域の中で集積をしていかなければならない話だから。
○○委員	集積の率によって補助率が違ってくるから、これやっぱり計画するときに、ここをこうやってこれだけ集積して、そこによって全然補助率が違ってくるから、この一筆がその計画のどういう位置付けになるかやね。ただ、400どれだけで小さいから全然関係のないような数字なのかどうかということ。

○○委員	ただそこが結局、大区画の一丁田なりになったときに、その部分が占めてくるし、その一丁田の中に、別の人、個人でやっておられる人もいるだろうし、別の中核なりでやっておられる人が出たときに、どう調整するかというのは、やっぱり出てくる。
○○委員	事業は採択されているのか。
○○委員	事業は採択された。
○○委員	じゃあその通りにその集積率はもう計算はしてあるのやね。だから、これがどうなっているかや。
○○委員	計算はしてある。 もう同意は取ってしまってある。ただ問題は面積、その耕作者をどう寄せるかという今後の話だから。
○○委員	それは換地してからでないと中々できない。
○○委員	換地の前にもう集積はそこそこ目処をつけておかないと。
○○委員	地権者の同意をとってしまわなければならないから。
事務局	その中には○○さんも入られるということでしょうか。
○○委員	ということです。だからその中で○○さんが請け負っておられる面積と合算して、どこかで一枚作ってもらうという方法とか、ということを今いろいろな手段は地元では考えている。
○○委員	今まで○○はそこら辺で色々耕作しているだろう。
○○委員	そのまだずっと上側ですね。
○○委員	上側か、じゃあ今度そこへずらすのかもしれない。
○○委員	上側へある程度固まっている。だからそこへくっ付けようか、もう一人、あそこででかく作っておられる人が○○といって、だからそこ

	を〇〇の営農ともう一人落ち合うもので。
〇〇委員	そこは穏便にやってもらうしかない。
〇〇委員	採択前やったら、それはやっぱり議論になるところだけど、採択されているのだったら。
〇〇委員	それは私らどれだけ言っても、穏便にやってもらうようにお願いしてやってもらうしかないのではないか。
〇〇委員	要はあと誰が受け取るかによって、その面積の計算が違ってくるから。だからこの出てきたのを見てちょっとびっくりしただけ。 場合によってはもう工事始まると言っているのに。それによって、今計画で組んでいた集積の面積の場所なりをちょっと調整しなければならないことも、当然出てくるだろうし、ということでした。
会長	それではこの議案第15号について、他にご意見ご質問ありませんか。無いようですので、「異議なし」として議案第15号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第15号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回は、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第３条の３第１項の規定による届出　９～13ページ 2) 業務報告・予定　14ページ 3) その他連絡事項
会長	今ほど事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問等ございませんか。
会長	よろしいですか。無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。本日はどうもご苦労様でした。
	－７月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和６年７月５日

会長　唐　島　隆　夫

議事録署名委員　７番　木　村　鉄　雄

９番　加　藤　　裕